（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分　別紙様式第三十八

二　当該届出に係る金銭の貸付け、貸付債権の取得若しくは社債の取得又は当該貸付け、貸付債権の取得若しくは社債の取得をした後における当該貸付け、貸付債権若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。）　別紙様式第三十九

三　当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止　別紙様式第四十

四　当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得の解除　別紙様式第四十一

五　当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当該事業の処分　別紙様式第四十二

六　当該届出に係る法第二十六条第二項第九号若しくは令第二条第二十五項第九号若しくは第十四号に掲げる外国議決権の取得若しくは令第二条第二十五項第十一号に掲げる外国議決権行使等権限（同条第十六項に規定する外国議決権行使等権限をいう。以下この号において同じ。）の取得又は当該外国議決権の取得若しくは当該外国議決権行使等権限の取得をした後における当該外国議決権若しくは当該外国議決権行使等権限の全部若しくは一部の処分　別紙様式四十三

七　当該届出に係る令第二条第二十五項第十二号に掲げる外国株式等（同条第十六項に規定する外国株式等をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。）の取得又は当該外国株式等の取得をした後における当該外国株式等の全部若しくは一部の処分　別紙様式第四十三

八　当該届出に係る令第二条第二十五項第十三号に掲げる同意の取得又は当該同意の取得をした後における当該同意の解除　別紙様式第四十三

2　第三条第三項第二十一号又は第四条第一項第三号に掲げる行為（法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為に係るものに限る。）を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第二十四による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該引受者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数及び当該引受者を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数

二　［略］

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分　別紙様式第十九

二　当該届出に係る金銭の貸付け若しくは社債の取得又は当該貸付け若しくは社債の取得をした後における当該貸付け若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。）　別紙様式第二十

三　当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止　別紙様式第二十二

四　当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得の解除　別紙様式第二十二の二

五　当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当該事業の処分　別紙様式第二十二の三

［号を加える。］

2　第三条第二項第十七号又は第四条第一項第三号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　当該引受者が所有する当該上場会社等の実質株式の数、当該引受者を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号及び次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該引受者及び当該引受者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数

二　［同上］

［号を加える。］